

徳島県告示第四百七十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

処分をした年月日	処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
令和五年六月二十八日	あたり電気設備 海部郡海陽町穴喰浦字穴喰四二五番地三 中 清光	徳島県知事許可 (般一〇三) 第五二二八号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し (電気工事業、管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。
同日 七月五日	株式会社ビルダー光輝 徳島市国府町中五五四番地の一 美馬 治幸	同 (般一〇四) 第七〇四八八号	同 (塗装工事業に関する一般建設業許可)	同
同日	株式会社正木産業 徳島市川内町大松五四五番地の二 辻本 俊治	同 (般一〇一) 第一四二四号	同 (機械器具設置工事業に関する一般建設業許可)	同
同日	株式会社迅翔興業 徳島市南昭和町一丁目二三番地 関口 翔太	同 (般一三〇) 第七〇五三八号	同 (塗装工事業に関する一般建設業許可)	同
同日 八月二日	株式会社Everonward 阿波市土成町浦池一六二三番地	同 (般一三〇) 第七七〇七二号	同 (防水工事業に関する一般建設業許可)	同

同日	同日	同日	同日	同日	同日
七月		五日	四日	十日	三日
同	同	同	同	同	同
大森 彦人	阿波バーナー商会 三好市池田町中西イバ四九七番地三	株式会社縁 徳島市八万町中津浦一三三番地一	アットホームズ株式会社 阿南市楠町青木五五番地一 湯浅 優之	藤見設備 徳島市津田町二丁目八番二九一六号 藤見 健	エイト建設株式会社 板野郡北島町太郎八須字鍋川三〇番地の五 藤本 雅信
第三六四九号	第一四四八号	第三〇〇七〇号	第七〇五八八号	第七〇五一号	第四三〇五号
同	同	同	同	同	同
消防施設工事業に関する一般建設業許可	(建築工事業に関する一般建設業許可)	(解体工事業に関する一般建設業許可)	(管工事業に関する一般建設業許可)	(建築工事業に関する一般建設業許可)	(土木工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業許可)
同	同	同	同	同	同